

下水道事業 受益者負担金の 賦課徴収区域が 拡大されます

問合せ先 市役所上下水道グループ
☎ 52-1111 (内線 291・292)

受益者負担金とは

下水道を整備するには多額の費用が必要です。道路や公園などのように、だれもが利用できる施設と違い、下水道のように特定の方だけが利用できる施設の建設費を税のみでまかなうとすると、利益を受けない方にも同じ負担をさせることになり、公平性を欠くこととなります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

負担金を納めていただく方

今年度、公告された賦課対象区域内に土地を所有している方です。その土地に地上権、質権、使用貸借または質貸借権がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

負担金の対象となる土地

今年度、公告された賦課対象区域内(下水道整備区域内)にある宅地、雑種地、田畑などすべての土地が対象となります。
なお、この負担金は固定資産税

などとは異なり、毎年賦課されるものではなく、その土地に対して一度かぎりのものです。

負担金の額

負担金は土地の面積(公簿面積)に応じてかかります。土地1平方メートルあたり350円です。たとえば190㎡の土地の負担金額は、190㎡×350円＝66,500円、500円となります。

負担金の納付方法

平成22年度に負担金を決定した区域は、本年9月より負担金を賦課します。この負担金の納付方法には、年2回払いの5年分割納付と一括納付の2通りがあり、一括納付の場合は、前納報奨金が交付(一定の割合で減額)されます。

なお、一括納付の対象となるのは、第1期の納付期限までです。また、前納報奨金の限度額は最高25万円です。

負担金の徴収猶予

申請により負担金の徴収猶予が受けられる土地には、
①地目および現況が農地・山林などの土地

- ②係争中の土地
- ③災害などにより納付が困難な受益者が所有または使用している土地
- ④生活保護を受けている受益者が所有または使用している土地などがあります。

負担金の減免

- 申請により負担金の減免が受けられる土地には、
- ①国、地方公共団体の土地
 - ②学校、幼稚園などの土地
 - ③宗教法人法第2条に規定する団体が使用する境内地
 - ④公衆用道路として使用する私道
 - ⑤町内会が公共の用に使用する集会所などの土地
- などがあり、減免率は100%から25%までです。

受益者の申告

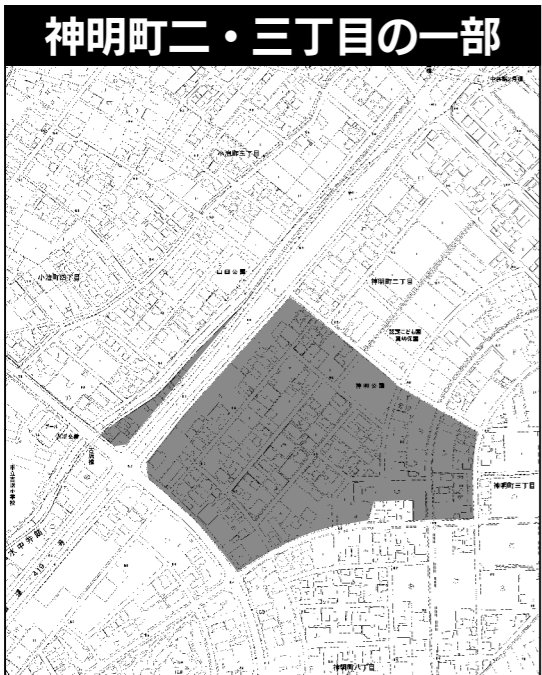
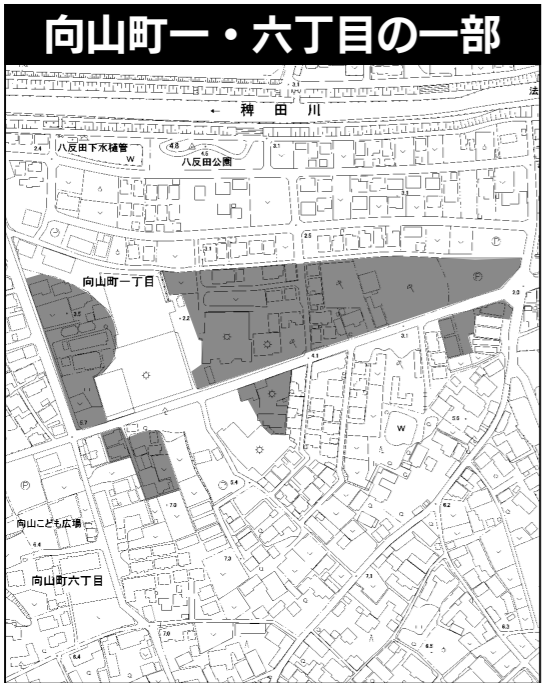
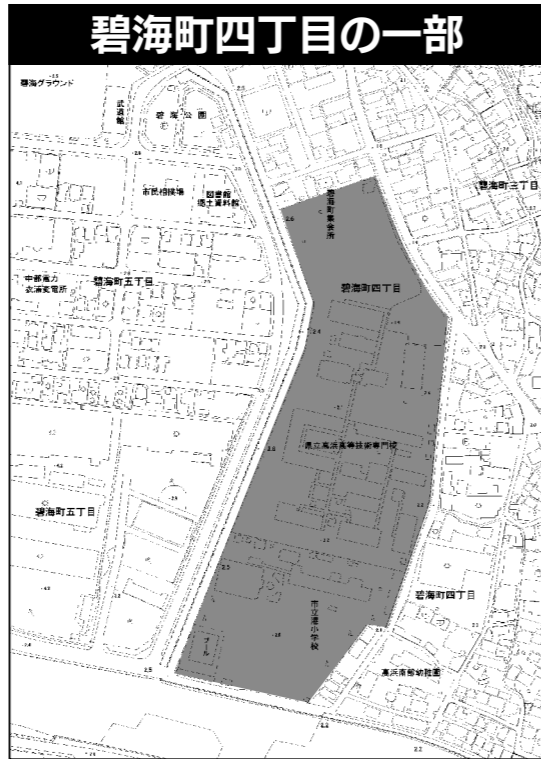
土地所有者の方に地目・面積などを記載した「受益者申告書」を送りますので確認のうえ、申告手続きをしてください。



賦課対象区域

平成22年度に賦課対象となる区域は次のとおりです。(地図参照)

- ・碧海町四丁目の一部
- ・向山町一、六丁目の一部
- ・神明町二、三丁目の一部



説明会の開催

受益者負担金制度と納付までの手続きを理解していただくための説明会を6月下旬ごろ(予定)に開催します。(対象となる土地所有者に直接案内します)

納付までの流れ

6月下旬(予定)	関係者への説明会および受益者申告書の送付
7月中旬(予定)	申告書を市へ提出
8月中旬	負担金決定通知書の送付
8月下旬	納入通知書の送付(口座振替の方を除く)
9月末日までに	取扱金融機関にて納付(口座振替は納期末日に引き落とし)

納付例

◇負担金額が66,500円(土地の面積が190㎡)の場合
一括納付の場合

納付時期	受益者負担金	報奨金額	差引納付額
1年目第1期(9月1日～30日)に全額納付の場合	66,500円	10,690円	55,810円
2年目第1期(9月1日～30日)に全額納付の場合	52,800円	6,650円	46,150円
3年目第1期(9月1日～30日)に全額納付の場合	39,600円	3,560円	36,040円
4年目第1期(9月1日～30日)に全額納付の場合	26,400円	1,420円	24,980円
5年目第1期(9月1日～30日)に全額納付の場合	13,200円	230円	12,970円

分割納付の場合

期別	納付年度		1年目	2年目
	納期			
第1期	9月1日～30日		7,100円	6,600円
	翌年3月1日～31日		6,600円	6,600円
期別	3年目	4年目	5年目	
第1期	6,600円	6,600円	6,600円	
	6,600円	6,600円	6,600円	